

議案第40号

幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定により過疎地域とみなして適用される同法第6条第7項の規定により、幕別町過疎地域自立促進市町村計画（自平成28年度至令和2年度）を別紙のとおり変更する。

別 紙

幕別町過疎地域自立促進市町村計画（変更）

変更箇所	変更前					変更後				
表紙 2 行目	平成28年度～平成32年度					平成28年度～令和2年度				
18頁24行目	(5) 計画期間					(5) 計画期間				
	計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5ヵ年とする。					計画期間は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5ヵ年とする。				
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1) 略					(1) 略				
	(2) その対策					(2) その対策				
28頁4行目	①～④ 略					①～④ 略				
	(3) 計画					⑤ <u>公共施設等のインターネット環境の整備促進</u>				
28頁22行目	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	2 交通通信 体系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	(1) 市町村道 道路	略	略		2 交通通信 体系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	(1) 市町村道 道路	略	略	
		(2) 農道	略	略			(2) 農道	略	略	
		(11) 過疎地域自 立促進特別事 業	略	略			<u>(6) 電気通信施 設等情報化の ための施設</u>	<u>公衆無線LAN環境整備事業</u>	<u>幕別町</u>	<u>H31</u>
							(11) 過疎地域自 立促進特別事 業	略	略	